

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）										和歌山県							
										市区町村数		30					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）					
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間		問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						11	13	4					29				
30	201	和歌山市	男女共生推進課	1	1	1	1	和歌山市男女共同参画推進条例	2018年6月28日	2018年6月28日		第5次和歌山市男女共同参画推進行動計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	202	海南市	市民交流課	1	2	1	1	海南市男女共同参画推進条例	2024年3月19日	2024年4月1日		第4次海南市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	203	橋本市	人権・男女共同推進室	1	2	1	1	橋本市男女共同参画推進条例	2015年9月25日	2015年10月1日		第3次橋本市男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		1	1	
30	204	有田市	市民課	1	2	1	1				4	第4次有田市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
30	205	御坊市	人権・男女共同参画推進室	1	2	2	1				4	第3次御坊市男女共同参画プラン	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日		1	1	
30	206	田辺市	男女共同参画推進室	1	1	1	1				4	第3次田辺市男女共同参画プラン	2024年4月1日 ～ 2033年3月31日		1	1	
30	207	新宮市	人権政策課	1	2	1	2				4	第2次新宮市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
30	208	紀の川市	企画部人権施策推進課	1	2	1	1				4	第2次紀の川市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
30	209	岩出市	市長公室	1	2	2	1				4	第5次岩出市男女共同参画プラン ハーモニープラン	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	304	紀美野町	総務課	1	2	2	1				3	第2次紀美野町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	341	かつらぎ町	生涯学習課	2	2	2	2				4	かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3次】	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		2	2	
30	343	九度山町	教育委員会 社会教育課	2	2	1	2				4	九度山町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日		2	1	
30	344	高野町	教育委員会	2	2	2	2				4	高野町男女共同参画基本計画	2019年3月 ～ 2029年3月		2	1	
30	361	湯浅町	人権推進課	1	2	2	2				4	第3次湯浅町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	362	広川町	総務課	1	2	2	1				4	第3次広川町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日		1	1	
30	366	有田川町	総務課	1	2	2	2				4	有田川町男女共同参画計画～コンチェルトⅢ～	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日		1	1	
30	442	美浜町	総務課	1	2	2	2				4	美浜町男女共同参画計画	2017年4月 ～ 2027年3月		1	1	
30	601	日高町	企画まちづくり課	1	2	2	2				4	日高町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		1	1	
30	383	由良町	住民福祉課	1	2	2	2				4	由良町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		1	1	
30	390	印南町	印南町教育委員会	2	2	2	2				2	印南町男女共同参画計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日		1	1	
30	391	みなべ町	総務課	1	2	2	2				4	みなべ町男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日		2	1	
30	392	日高川町	総務課	1	2	2	2				4	第3次日高川町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日		1	1	
30	401	白浜町	総務課	1	2	1	1				4	第2次白浜町男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日		1	1	
30	404	上富田町	福祉課	1	2	1	1	上富田町男女共同参画推進条例	2012年9月18日	2012年10月1日		上富田町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日		2	1	
30	406	すさみ町	総務課	1	2	2	2				4	すさみ町男女共同参画基本計画(第2次)	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日		1	1	
30	421	那智勝浦町	観光企画課	1	2	2	2				4	那智勝浦町ジェンダー平等推進プラン	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
30	422	太地町	総務課	1	2	2	2				4	太地町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2033年3月31日		1	1	
30	424	古座川町	住民生活課	1	2	2	2				4	古座川町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日		1	1	
30	427	北山村	総務課	1	2	2	2				4						2
30	428	串本町	企画課	1	2	1	1				4	串本町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ～ 2030年3月31日		1	1	

<選択肢回答>

所 属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			2							0	2	2	0	0	2	0	0	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	みらい	640-8226	和歌山県和歌山市小人町29番地	073-436-8704	073-432-4704	https://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisetsu/community/1000965.html		○	○			○			
30	202	海南市																
30	203	橋本市																
30	204	有田市																
30	205	御坊市																
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター		646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	0739-26-4936	0739-24-8323	https://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/index.html		○	○			○			
30	207	新宮市																
30	208	紀の川市																
30	209	岩出市																
30	304	紀美野町																
30	341	かつらぎ町																
30	343	九度山町																
30	344	高野町																
30	361	湯浅町																
30	362	広川町																
30	366	有田川町																
30	442	美浜町																
30	601	日高町																
30	383	由良町																
30	390	印南町																
30	390	印南町																
30	391	みなべ町																
30	392	日高川町																
30	401	白浜町																
30	404	上富田町																
30	406	すさみ町																
30	421	那智勝浦町																
30	422	太地町																
30	424	古座川町																
30	427	北山村																
30	428	串本町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業									
					常勤 (雇用 (任用 職 員) 間の 定め がない 職 員)	非常勤 (雇用 (任用 職 員) 間の 定め があ る 職 員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			2					2	2	2	2	0	1	0	0	1	
30	201	和歌山市	和歌山市男女共生推進センター	1997年8月1日	5	3	5,359	○	○	○	○		○			○	
30	202	海南市															
30	203	橋本市															
30	204	有田市															
30	205	御坊市															
30	206	田辺市	田辺市男女共同参画センター	1997年10月1日	2	7	1,386	○	○	○	○						
30	207	新宮市															
30	208	紀の川市															
30	209	岩出市															
30	304	紀美野町															
30	341	かつらぎ町															
30	343	九度山町															
30	344	高野町															
30	361	湯浅町															
30	362	広川町															
30	366	有田川町															
30	442	美浜町															
30	601	日高町															
30	383	由良町															
30	390	印南町															
30	390	印南町															
30	391	みなべ町															
30	392	日高川町															
30	401	白浜町															
30	404	上富田町															
30	406	すさみ町															
30	421	那智勝浦町															
30	422	太地町															
30	424	古座川町															
30	427	北山村															
30	428	串本町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－2			市 区 長 数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				1		9	0	0.0	10	0	0.0	21	1	4.8	16	0	0.0	3,574	323	9.0
30	201	和歌山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1141	119	10.4
30	202	海南市				1	0	0.0	1	0	0.0							244	20	8.2
30	203	橋本市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	7	6.4
30	204	有田市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	0	0.0
30	205	御坊市				1	0	0.0	0	0								120	13	10.8
30	206	田辺市				1	0	0.0	2	0	0.0							211	10	4.7
30	207	新宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							159	21	13.2
30	208	紀の川市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	10	5.0
30	209	岩出市				1	0	0.0	1	0	0.0							397	78	19.6
30	304	紀美野町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	7	10.8
30	341	かつらぎ町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
30	343	九度山町										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
30	344	高野町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	6	10.0
30	361	湯浅町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	6	12.8
30	362	広川町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
30	366	有田川町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	1	0.9
30	442	美浜町										1	1	100.0	1	0	0.0	12	1	8.3
30	601	日高町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
30	383	由良町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
30	390	印南町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
30	391	みなべ町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
30	392	日高川町										1	0	0.0	0	0		79	6	7.6
30	401	白浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	1	1.5
30	404	上富田町	2013年10月5日	上富田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	98	9	9.2
30	406	すさみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
30	421	那智勝浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	1	1.8
30	422	太地町										1	0	0.0	0	0		0	0	
30	424	古座川町										1	0	0.0	0	0		43	3	7.0
30	427	北山村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
30	428	串本町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	3	4.3

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

				調査時点コード		1	2024年4月1日		2	その他																									
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード									
		問8-1				問8-2					審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)												委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他
					508	401	8,096	2,332	28.8		653	505	9,587	2,617	27.3	162	84	909	118	13.0	624	64	10.3	652	65	10.0									
		小計									648	500	9,464	2,576	27.2	162	84	909	118	13.0															
30	201	和歌山市	40.0	2027年3月		76	68	1,379	451	32.7	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、第180条の5に該当する委員会等	70	63	1,336	445	33.3	6	5	44	6	13.6	40	8	20.0	41	8	19.5	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日	2	2024年5月1日		
30	202	海南市	40.0	2027年3月		37	33	771	264	34.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等と要綱等により設置されている審議会	32	29	707	238	33.7	6	6	33	7	21.2	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1			
30	203	橋本市	45.0	2032年3月		47	39	818	245	30.0	法律、条例、規則、規程、要綱に基づき設置されている審議会等で、その担当する事項について調停、審査、審議、調査を行うもの、また、調査時点に委嘱・任命しているもの。	33	30	641	193	30.1	6	2	30	4	13.3	44	6	13.6	45	6	13.3	1		1		1			
30	204	有田市	45.0	2025年3月		54	45	792	290	36.6	地方自治法第202条の3、第180条の5及び規則、要綱等により設置された委員会、協議会を含む。	48	41	762	285	37.4	6	4	30	5	16.7	14	1	7.1	15	1	6.7	1		2	2024年8月1日	2	2024年8月1日		
30	205	御坊市	40.0	2034年3月		29	22	529	152	28.7	法律、条例により設置している委員会等	27	21	517	139	26.9	6	2	30	2	6.7	38	4	10.5	39	4	10.3	1		1		1			
30	206	田辺市	34.0	2026年3月		60	44	891	206	23.1	地方自治法第202条の3に該当する審議会等、第180条の5に該当する委員会等、計画策定及び方針決定に関する審議会等	44	33	690	143	20.7	6	4	35	5	14.3	38	7	18.4	39	7	17.9	1		1		1			
30	207	新宮市	30.0	2028年3月		19	16	245	65	26.5	法令・条例に基づき設置されている審議会等	19	16	245	65	26.5	6	4	30	8	26.7	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1			
30	208	紀の川市	35.0	2027年3月		64	42	981	248	25.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	64	42	981	248	25.3	6	3	34	4	11.8	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1			
30	209	岩出市	35.0	2027年3月		28	24	377	125	33.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	24	377	125	33.2	6	3	36	4	11.1	31	3	9.7	32	3	9.4	1		1		1			
30	304	紀美野町	19.0	2022年3月	目標達成まで期限延長	19	15	234	58	24.8	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会等	19	15	234	58	24.8	5	1	27	1	3.7	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1			
30	341	かつらぎ町				0	0	0	0			13	10	155	39	25.2	6	3	29	3	10.3	19	0	0.0	20	0	0.0	1		1		1			
30	343	九度山町				0	0	0	0			10	8	108	23	21.3	6	3	29	3	10.3	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1			
30	344	高野町				0	0	0	0			13	7	109	15	13.8	6	3	30	4	13.3	19	2	10.5	20	2	10.0		1						
30	361	湯浅町		2027年3月	40%以上、60%以下	12	12	143	33	23.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	12	12	143	33	23.1	5	3	22	5	22.7	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1			
30	362	広川町	30.0	2029年3月		5	4	46	10	21.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	5	4	46	10	21.7	6	3	32	4	12.5	16	1	6.3	17	1	5.9	1		1		1			
30	366	有田川町	30.0	2025年3月		22	13	348	89	25.6	地方自治法第202条の3	22	13	348	89	25.6	5	1	51	2	3.9	6	0	0.0	7	0	0.0	1		1		1			
30	442	美浜町				0	0	0	0			11	8	115	20	17.4	5	2	25	3	12.0	20	0	0.0	21	1	4.8	1		1		1			
30	601	日高町				0	0	0	0			6	4	70	9	12.9	5	2	26	3	11.5	17	1	5.9	18	1	5.6	1		1		1			
30	383	由良町				0	0	0	0			7	5	69	12	17.4	5	3	32	4	12.5	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1			
30	390	印南町				0	0	0	0			7	6	104	20	19.2	4	4	36	4	11.1	25	3	12.0	26	3	11.5	1		1		1			
30	391	みなべ町				0	0	0	0			13	10	143	43	30.1	5	3	32	6	18.8	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1			
30	392	日高川町				0	0	0	0			7	4	66	11	16.7	5	2	28	3	10.7	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1			
30	401	白浜町	40.0	2034年3月		16	12	219	52	23.7		16	12	219	52	23.7	5	2	37	2	5.4	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1			
30	404	上富田町				0	0	0	0			20	13	193	41	21.2	5	2	28	3	10.7	17	3	17.6	18	3	16.7	1		1		1			
30	406	すさみ町				0	0	0	0			41	27	377	96	25.5	5	1	23	2	8.7						1		1						
30	421	那智勝浦町				0	0	0	0			20	14	196	33	16.8	5	3	30	4	13.3	23	0	0.0	24	0	0.0	1		1		1			
30	422	太地町				0	0	0	0			9	6	82	15	18.3	5	3	19	4	21.1	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1			
30	424	古座川町				0	0	0	0			9	9	100	28	28.0	5	2	21	5	23.8	20	3	15.0	21	3	14.3	1		1		1			
30	427	北山村				0	0	0	0			3	2	8	4	50.0	5	2	16	3	18.8						1		1		1				
30	428	串本町	20.0	2030年3月		20	12	323	44	13.6		20	12	323	44	13.6	5	3	34	5	14.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)					
															5	5	123	41	33.3	0	0	0	0								
		和歌山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		海南市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		橋本市													2	2	63	17	27.0	0	0	0	0	0.0							
		有田市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		御坊市													2	2	50	17	34.0	0	0	0	0	0.0							
		田辺市													1	1	10	7	70.0	0	0	0	0	0.0							
		新宮市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		紀の川市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		岩出市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		紀美野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		かつらぎ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		九度山町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		高野町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		湯浅町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		広川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		有田川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		美浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		日高町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		由良町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		印南町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		みなべ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		日高川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		白浜町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		上富田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		すさみ町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		那智勝浦町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		太地町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		古座川町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		北山村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		串本町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況						問11-5									
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	女性比率(%)	調査時点コード	女性比率(%)																		
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職					うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職															
						管理職総数	うち女性理 性職管数				女性比率 (%)	部局長相当 職				うち女性数	女性比率 (%)				次長相当 職	うち女性数											女性比率 (%)	課長相当 職	うち女性数	女性比率 (%)	係長相当 職	うち女性数	女性比率 (%)									
																																								女性比率 (%)	女性比率 (%)	女性比率 (%)	女性比率 (%)	女性比率 (%)	女性比率 (%)	女性比率 (%)		
																																															女性比率 (%)	女性比率 (%)
			1,100	211	19.2	765	109	14.2	134	22	16.4	88	13	14.8	112	12	10.7	89	8	9.0	854	177	20.7	588	88	15.0	973	277	28.5	599	132	22.0	1,767	521	29.5	1,086	274	25.2			184	26	14.1	39	2	5.1		
30	201	和歌山市	169	22	13.0	129	17	13.2	15	4	26.7	12	3	25.0	40	1	2.5	31	1	3.2	114	17	14.9	86	13	15.1	145	26	17.9	91	16	17.6	361	67	18.6	231	33	14.3	1		32	5	15.6	5	0	0.0	1	
30	202	海南市	88	24	27.3	33	2	6.1	24	6	25.0	5	1	20.0	1	0	0.0	0	0	0.0	63	18	28.6	28	1	3.6	70	13	18.6	27	2	7.4	124	36	29.0	54	9	16.7	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1	
30	203	橋本市	80	15	18.8	49	8	16.3	11	1	9.1	9	1	11.1	14	1	7.1	10	1	10.0	55	13	23.6	30	6	20.0	41	8	19.5	34	8	23.5	66	11	16.7	39	9	23.1	1		6	1	16.7	2	1	50.0	1	
30	204	有田市	56	14	25.0	45	14	31.1	10	3	30.0	8	3	37.5	1	0	0.0	1	0	0.0	45	11	24.4	36	11	30.6	0	0	0.0	0	0	0.0	95	31	32.6	54	27	50.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	2	2024年8月1日
30	205	御坊市	41	8	19.5	28	5	17.9	5	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	8	22.2	24	5	20.8	45	9	20.0	24	1	4.2	112	35	31.3	61	15	24.6	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1	
30	206	田辺市	149	21	14.1	102	8	7.8	23	2	8.7	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	126	19	15.1	82	6	7.3	0	0	0.0	0	0	0.0	222	43	19.4	133	25	18.8	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1	
30	207	新宮市	72	15	20.8	38	3	7.9	15	2	13.3	11	1	9.1	8	2	25.0	2	0	0.0	49	11	22.4	25	2	8.0	94	36	38.3	42	10	23.8	88	24	27.3	49	11	22.4	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	208	紀の川市	76	21	27.6	61	10	16.4	15	2	13.3	13	1	7.7	30	7	23.3	27	5	18.5	31	12	38.7	21	4	19.0	61	22	36.1	40	9	22.5	53	11	20.8	45	10	22.2	1		14	0	0.0	4	0	0.0	1	
30	209	岩出市	39	11	28.2	31	8	25.8	9	1	11.1	6	1	16.7	9	1	11.1	9	1	11.1	21	9	42.9	16	6	37.5	52	20	38.5	34	8	23.5	67	33	49.3	35	13	37.1	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	304	紀美野町	16	1	6.3	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	11	1	9.1	7	2	28.6	0	0	0.0	45	10	22.2	27	6	22.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	341	かつらぎ町	25	3	12.0	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	18	3	16.7	15	3	20.0	25	7	28.0	22	6	27.3	60	19	31.7	50	14	28.0	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
30	343	九度山町	17	1	5.9	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	1	5.9	17	1	5.9	15	4	26.7	15	4	26.7	11	3	27.3	11	3	27.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	344	高野町	19	7	36.8	15	5	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	7	36.8	15	5	33.3	27	9	33.3	20	7	35.0	30	12	40.0	20	9	45.0	2	2024年4月1日	3	1	33.3	0	0	0.0	2	2024年4月1日
30	361	湯浅町	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	12	2	16.7	19	4	21.1	11	2	18.2	37	16	43.2	29	11	37.9	1		12	1	8.3	3	0	0.0	1	
30	362	広川町	14	3	21.4	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	12	3	25.0	9	2	22.2	33	13	39.4	19	4	21.1	43	22	51.2	29	11	37.9	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
30	366	有田川町	30	9	30.0	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	9	30.0	23	2	8.7	39	15	38.5	29	5	17.2	33	17	51.5	26	10	38.5	1		9	4	44.4	1	0	0.0	1	
30	442	美浜町	17	5	29.4	14	3	21.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	5	29.4	14	3	21.4	21	12	57.1	13	4	30.8	27	10	37.0	19	4	21.1	1		8	2	25.0	2	0	0.0	1	
30	601	日高町	11	2	18.2	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	10	1	10.0	31	12	38.7	23	7	30.4	14	4	28.6	10	1	10.0	1		11	4	36.4	3	1	33.3	1	
30	383	由良町	13	3	23.1	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	3	23.1	3	0	0.0	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		0	0	0.0	0	0	0.0		
30	390	印南町	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	8	0	0.0	8	0	0.0	17	8	47.1	17	8	47.1			5	1	20.0	0	0	0.0	1	
30	391	みなべ町	16	1	6.3	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	13	1	7.7	28	6	21.4	20	3	15.0	19	6	31.6	15	3	20.0	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
30	392	日高川町	26	7	26.9	23	5	21.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	7	26.9	23	5	21.7	50	15	30.0	35	15	42.9	47	26	55.3	36	19	52.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	401	白浜町	14	0	0.0	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	0	0.0	11	0	0.0	35	8	22.9	21	2	9.5	52	16	30.8	23	9	39.1	1		10	2	20.0	2	0	0.0	1	
30	404	上富田町	11	4	36.4	7	2	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	4	36.4	7	2	28.6	12	4	33.3	7	1	14.3	22	9	40.9	14	3	21.4	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
30	406	すさみ町	21	3	14.3	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	18	2	11.1	18	7	38.9	13	6	46.2	6	4	66.7	3	1	33.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	421	那智勝浦町	20	2	10.0	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	11	1	9.1	26	6	23.1	16	3	18.8	40	18	45.0	18	1	5.6	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
30	422	太地町	5	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	13	5	38.5	11	4	36.4	9	1	11.1	6	1	16.7	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
30	424	古座川町	11	2	18.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	8	2	25.0	13	2	15.4	9	2	22.2	20	10	50.0	13	4	30.8	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
30	427	北山村	7	1	14.3	0	0	0.0	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	1	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
30	428	串本町	17	3	17.6	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	9	0	0.0	41	10	24.4	13	2	15.4	47	19	40.4	19	4	21.1	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町	名	問1－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12－2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12－6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
コ ロ ー ナ イ ン フ ル ウ エ ン ス	ド ド コ ロ ー ナ イ ン フ ル ウ エ ン ス	村	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

市	市	区	府	町	村	コ	コ	イ	ド	名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
													問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めていない。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。													議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
30					344					高野町	4		高野町議会	1	3	1	高野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
30					361					湯浅町	2		湯浅町議会	1	2	1	湯浅町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から 当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2		
30					362					広川町	2		広川町議会	1	2	1	広川町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					366					有田川町	2		有田川町議会	1	2	1	有田川町議会会議規則 第2条第2号 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					381					美浜町	4		美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					382					日高町	4		日高町議会	1	2	1	日高町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					383					由良町	4		由良町議会	4															
30					390					印南町	4		印南町議会	1	2	1	印南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、会議、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
30					391					みなべ町	1	みなべ町職員旧姓使用取扱要綱 第3条職員は、町長の承認を受けて、法令、条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	みなべ町議会	1	4	1	みなべ町議会会議規則 第2条第2項前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					392					日高川町	4		日高川町議会	1	4	2		2				2	2	2	4				
30					401					白浜町	4		白浜町議会	1	2	1	白浜町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			
30					404					上富田町	1	上富田町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第11に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例は別表第21に擇げるとおりとする。	上富田町議会	1	2	1	上富田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
30					406					すさみ町	2		すさみ町議会	1	2	1	すさみ町議会会議規則 すさみ町議会会議規則 昭和49年3月30日 議会規則第1号 第1条(略) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条～第129条(略)	2				4	4	4	4	2			
30					421					那智勝浦町	3			1	2	1	那智勝浦町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ー ド	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
30	422	太地町	4			1	2	1	太地町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1		
30	424	古座川町	1	古座川町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長の承認を得て、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上または事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	古座川町議会	1	2	1	古座川町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から該当出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	
30	427	北山村	4			4								4	4		
30	428	串本町	1	串本町職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反せず、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	串本町議会	1	2	1	串本町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。			問12－12 問12－11で、1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳率に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	に1 関するハ 等規定が 定メン ある倫 理防 規止	す2 る議 員向 スメン トに 関	3 ・そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）	
			0	0	4					8	1	0	2			5	
			1	3	6	3	0	1		5	4	3	4			21	
			0	0	20					17	8	27	0			3	
			29	27									24				
30	201	和歌山市	4	4	3					3		3	2			1	地域防災計画（総則：予防計画） 第1編 第1章 第3節 第4項 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組
30	202	海南市	4	2	3					1	3	3	4			1	海南市地域防災計画 【女性や子どもに配慮した防災対策の強化】性別、年齢、障害の有無、家族構成や就労状況によって必要とされる支援が異なるため、ニーズの違いやそれぞれの視点に考慮しながら、要配慮者支援がより効果的に行われるよう、平時の活動を通じ、防災対策の強化に努めます。また、被災時における女性や子ども、乳幼児に十分配慮するよう啓発に努めます。
30	203	橋本市	4	4	1	1				2	3	3	4			2	
30	204	有田市	4	4	3					1	3	3	4		特になし	2	
30	205	御坊市	4	4	3					3		3	4			2	
30	206	田辺市	4	2	3					3		3	1	田辺市議会議員の通称名等の使用に関する規程 （趣旨） 第1条 この規程は、田辺市議会議員（以下「議員」という。）が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令第88条第8項及び9項に規定する通称の使用が認定された氏名（以下「通称名」という。）の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 （通称名等使用の届出等） 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の氏（以下「通称名等」という。）を使用しようとするときは、通称名使用届（様式第1号）を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出については、市議会議員一般選挙後初議会の招集日まで（補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで）の間で、議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りではない。 （通称名等の使用廃止） 第3条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届（様式第2号）を議長に提出しなければならない。 2 前項の届出があったときは、前条の承認はその効力を失う。 （使用の責務） 第4条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に市民や職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附 則 この規程は、平成29年5月26日から施行する。		2	
30	207	新宮市	4	4	1	1				3		3	4			2	
30	208	紀の川市	4	4	3					1	3	3	2			2	
30	209	岩出市	4	4	1		3			1	1	3	4			1	岩出市地域防災計画 3 岩出市災害対策本部 （4）本部の編成及び事務分掌 ② 事務分掌 部・広報部 班・広報班 担当（平時の課等）市長公室 事務分掌：避難所等における男女共同参画に関すること。

都 道 府 県		市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道 区	府 町	県 村 町	区														問13	問13-1
				問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18		
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
コ ロ ニ ヤ				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ラ ～ 規 ス が 定 メ ン る 倫 理 防 規 止	す 2 る 議 員 向 け メ ン タ リ ン グ に 関 する	3 ・ そ 他	その他内容			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
30	304		紀美野町	4	4	2						2	2	2			2	
30	341		かつらぎ町	4	4	2						1	3	3	2		2	
30	343		九度山町	4	4	3						3		3	4		2	
30	344		高野町	4	4	2						3	0	3	4			
			湯浅町	4	4	3						3		3	4		1	避難所運営マニュアル ■避難所運営本部を中心とした避難所運営 (1)避難所運営本部の構成 避難所運営本部は、本部長、副本部長、各活動班の班長、各居住グループのグループリーダーで構成します。 また、女性の割合3割以上を目標とともに、本部長、副本部長のうち、少なくとも1人を女性とし、本部のメンバーに女性を入れて女性の意見が十分反映されるよう考慮します。 ■避難所運営のための活動班を設置 一部の特定の人に重い負担がかからないようにするため、各活動班を設置し、協力して避難所運営を行います。 ただし、避難所の規模や作業量によっては活動班を統合するなど、避難所に最適な状態を作ります。 また、女性の意見が反映されるよう、各活動班の構成メンバーには可能な限り女性も選出します。
30	362		広川町	4	4	3						1	2	3	4		2	
30	366		有田川町	4	4	2						2	2	3	4		2	
30	381		美浜町	4	4	3						3		3	4		2	
30	382		日高町	4	4	3						3		3	4		2	
30	383		由良町	4	4	3						3	0	3	4		3	
30	390		印南町	4	4	3						3	0	3	4		2	
30	391		みなべ町	4	4	3						3		3	4		2	
30	392		日高川町	4	4	3						3		3	4		2	
30	401		白浜町	4	4	3						3		3	4		2	
30	404		上富田町	4	4	3						3		3	1	上富田町議会議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、上富田町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		2
30	406		すさみ町	4	4	3						3	0	3	4		3	
30	421		那智勝浦町	4	4	2						2	2	2	4		2	
30	422		太地町	4	4	2						1	3	2	4		2	
30	424		古座川町	4	4	3						2	3	3	4		1	古座川町地域防災計画 り 避難所開設の実務は、住民生活部救助班が担当する。
30	427		北山村	4	4	3						3	0	3	4		3	
30	428		串本町	2	2	1	1			串本町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準)第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(7) あらゆるハラスメント行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。) その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	3	3	4			2	